

※貸付の制限について 1.共済組合または他の金融機関への毎月の償還額の合算が給料の30%を超えるとき。 2.共済組合および金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の12倍した額とボーナスの償還額の2倍との合算額が、給料月額12倍と給料月額4倍との合算額の30%を超えるとき。 3.給料の全部の支給が停止されているときまたは懲戒処分により給料の一部が停止しているとき。 4.給料等差押えを受けているとき。

※既に支払いをしたものについての貸付や借換えによる貸付はできません。

	貸付の限度額	貸付金額の単位	利率(年)	償還期間																												
	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~120月																												
	申込時における給料に組合員期間の区分に応じた月数を乗じて得た額(最高1,800万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以上6年未満</td><td>7月</td></tr> <tr><td>6年以上11年未満</td><td>15月</td></tr> <tr><td>11年以上16年未満</td><td>22月</td></tr> <tr><td>16年以上20年未満</td><td>28月</td></tr> <tr><td>20年以上25年未満</td><td>43月</td></tr> <tr><td>25年以上30年未満</td><td>60月</td></tr> <tr><td>30年以上</td><td>69月</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>3年以上7年未満</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>7年以上12年未満</td><td>700万円</td></tr> <tr><td>12年以上17年未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,100万円</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	1年以上6年未満	7月	6年以上11年未満	15月	11年以上16年未満	22月	16年以上20年未満	28月	20年以上25年未満	43月	25年以上30年未満	60月	30年以上	69月	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上7年未満	400万円	7年以上12年未満	700万円	12年以上17年未満	900万円	17年以上	1,100万円	10万円単位 100万円~1,800万円	1.26%	132月~264月
組合員期間	月数																															
1年以上6年未満	7月																															
6年以上11年未満	15月																															
11年以上16年未満	22月																															
16年以上20年未満	28月																															
20年以上25年未満	43月																															
25年以上30年未満	60月																															
30年以上	69月																															
組合員期間	最低保障額																															
3年未満	100万円																															
3年以上7年未満	400万円																															
7年以上12年未満	700万円																															
12年以上17年未満	900万円																															
17年以上	1,100万円																															
	限度額もしくは最低保障額にさらに300万円を限度に加算した額	60万円~300万円	1.00%	120月~300月																												
	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	0.93%	36月~120月																												
	住宅貸付額に相当する金額 (最高1,800万円)	10万円単位 100万円~1,800万円	0.93%	120月~360月																												
	申込時における給料に組合員期間の区分に応じた月数を乗じて得た額(最高1,900万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>3年以上7年未満</td><td>450万円</td></tr> <tr><td>7年以上12年未満</td><td>750万円</td></tr> <tr><td>12年以上17年未満</td><td>950万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,150万円</td></tr> </tbody> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	150万円	3年以上7年未満	450万円	7年以上12年未満	750万円	12年以上17年未満	950万円	17年以上	1,150万円	10万円単位 100万円~1,900万円	0.93%	120月~360月																
組合員期間	最低保障額																															
3年未満	150万円																															
3年以上7年未満	450万円																															
7年以上12年未満	750万円																															
12年以上17年未満	950万円																															
17年以上	1,150万円																															
	給料の6ヵ月分(最高100万円)	12万円単位 12万円~100万円	1.26%	36月~120月																												
	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~120月																												
	1ヵ月につき15万円の12ヵ月分 (年間180万円)	15万円単位 15万円~180万円 ※4月以降申込み場合は 年度末までの残月数	1.26%	150月																												
	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位 10万円~200万円	1.26%	36月~120月																												
	給料の6ヵ月分(最高200万円)	5万円単位	1.26%	36月~120月																												
	高額療養費相当額	高額医療費に相当する額	無利息	高額療養費 支給額より償還																												
	出産費等相当額	出産費等に相当する額	無利息	出産費等 支給額より償還																												

貸付事業のご案内

共済組合では、生活必需品や住宅等の購入、結婚、修学など組合員のみなさんの臨時に資金が必要な場合に貸付を行う貸付事業を行っています。

貸付の種類		貸付事由
普通貸付		組合員が臨時に資金を必要とするとき 【例】車、家具、家電等の購入
住宅貸付		<ul style="list-style-type: none"> • 組合員が入居する住宅の新築、増改築、修繕または購入 • 住宅の敷地の購入 【例】屋根修理、外壁修理、水回りリフォーム、ソーラーパネル・電気給湯器などの購入(設置工事を伴うもの) 
在宅介護対応住宅貸付		要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、増改築、修繕または購入するとき
災害貸付	災害家財貸付	組合員の家財に係る水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき
	災害住宅貸付	組合員の家財または住宅の敷地に係る水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき
	災害再貸付	住宅貸付または災害新規貸付を受けていながら、さらに水震火災その他の非常災害による損害(法の規定による災害給付の支給を受けた場合に限る)を受けたとき 
特別貸付	医療貸付	組合員または被扶養者の療養(高額療養費の支給の対象となる療養を除く)
	入学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む)の入学に要する費用 【例】入学金・授業料・引越費用等
	修学貸付	組合員または被扶養者(被扶養者でない子を含む)の修学に要する費用 【例】授業料・家賃・定期代・教科書代等
	結婚貸付	組合員または被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の婚姻のため
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭費用
高額医療貸付		組合員(任意継続組合員を含む)およびその被扶養者の高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払
出産貸付		組合員(任意継続組合員を含む)およびその被扶養者の出産費の支給の対象となる出産に係る支払